

チャイルドシートなどの育児用品等購入費の一部を助成

育児に必要な用品の購入費の一部を助成します。

対象品目／チャイルドシート（ジュニアシート含む）・ベビーカー・ベビーベッド

対象者／町に住民登録されている6歳未満の児童の保護者であり、購入時と申請時に町に住民登録されている保護者

助成額／購入した費用の半額（上限1万円）

※児童1人につき、対象品目のうちいずれか1品につき1回限り

申請時に必要なもの

・印鑑

・申請者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード

・領収書（申請者氏名、購入商品名、金額、購入日が記載されたもの）

※宛名が名字のみの場合、またはレシートは不可

・安全基準を満たしていることが確認できるもの（チャイルドシートのみ）

（のみ）

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

第3子以降出産祝金

対象者／次の要件を満たしている

母親

①第3子以降の子の出産前と出産後それぞれ1年以上の間、町に住民登録され実際に居住しており、今後も定住する意思があること。

②基準日（第3子以降の子の出生日の1年後）に3人以上の子どもを養育していること。なお、第1子・第2子が実子でなく夫の連れ子などである場合は、第3子以降の子が出生するまでに養子縁組をして

ることが条件。

支給額／25万円

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

児童扶養手当

父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象者／父母の離婚などの条件に当てはまる、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で一定の障害のある児童を監護している父母など

手当を受けるには

必要書類を添えての申請が必要で

す。申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。

※請求者または児童が公的年金給付などを受給している場合、その公的年金給付などの額が児童扶養手当の額より低い場合に、その差額分の児童扶養手当を受給することができません。

※次の場合は手当を受けることができません。

①児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき

②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。

③父（母）が婚姻しているとき（婚姻の届け出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合

手当支給月額（令和2年度（2020年度））

児童1人目	
全部支給	4万3,160円
一部支給	4万3,150円～1万1,800円
児童2人目	
全部支給	1万1,900円
一部支給	1万1,800円～5,100円
児童3人目以降	
全部支給	6,110円
一部支給	6,100円～3,060円

合を含む）。

④請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき（父（母）障害該当の場合を除く）。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

健康

特定健康診査受診券を発行します

国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方は特定健康診査受診券を使い、無料で特定健康診査を受診できます。

なお、次の条件に該当する受診券をお持ちでない方も無料で受診できるので、受診を希望する方は健康推進課までご連絡ください。

・令和2年（2020年）4月1日以降に国民健康保険に加入した40歳以上の方

・令和2年度（2020年度）に75歳になる方で、75歳の誕生日までに特定健康診査の受診を希望する方

・国民健康保険税滞納世帯の40歳以上で全額納付が完了した方

問 健康推進課（金屋庁舎）